



## もはや時代は ジェネリック医薬品



ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れたあとに、同じ有効成分で製造・販売される薬のことです。先発医薬品と同様に厳しい審査をクリアしているため、安いからといって品質の低いものではありません。



### 協会けんぽ三重支部の状況

三重支部のジェネリック医薬品の使用割合(数量ベース)は全国平均を下回っています。国が掲げる目標に向けて、積極的な切り替えにご協力をお願いします。

国の目標(2020年9月までに) **80.0%**

全国平均 **78.6%**

三重支部 **77.7%**

**33位**

2020年1月分データ

ジェネリック医薬品への切り替えは、**医師・薬剤師**にご相談ください。

切り替え希望のシールをご希望の方は**協会けんぽ三重支部**にお問い合わせを!



シールを  
活用しよう!

ジェネリック医薬品の使用割合は、「健康保険料率に関するインセンティブ(報奨金)制度」の評価指標の1つです。

## ジェネリック医薬品への切り替えをおすすめします

協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えることでお薬代の自己負担額が一定額以上軽減される方を対象に、「ジェネリック医薬品軽減額通知」を8月に送付しています。通知を受け取られた方は、内容をご確認いただき、この機会にジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

### 通知対象者

- 主に慢性疾患(喘息、リウマチ等)などの先発医薬品を長期服用されている方
- お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

### 通知発送時期

- 1回目: 令和2年8月ごろ
- 2回目: 令和3年2月ごろ

### 送付先

- 被保険者様のご登録住所へお送りいたします。

### お知らせの内容について

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月あたりのお薬代の自己負担額がどのくらい軽減されるか試算した内容等をお知らせするものです。

※このお知らせは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。

※使用できる病気(効能)が異なるときや在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。

●従業員の皆様にお声かけください。

お問い合わせ先 ▶ 企画総務グループ Tel 059-225-3317

マイナンバーの通知カードの廃止による

廃止

マイナンバー  
通知カード

# 本人確認書類の変更について

マイナンバー（個人番号）の通知カードは、法改正により廃止されたため、マイナンバーを申請書に記入する際の本人確認書類として使用できなくなりました。

（通知カードの記載事項（氏名・住所等）に変更がない場合を除く。）

※マイナンバーを利用して、自治体に所得（課税・非課税）の確認を希望する場合や、保険証の記号・番号が不明な場合には申請書にマイナンバーの記入が必要です。

マイナンバーを申請書に記入する際は、次の本人確認書類の添付をお願いいたします。

## マイナンバーを申請書に記入する際の本人確認書類

（番号確認書類と身元確認書類のそれぞれ1点ずつの添付が必要です。）

### 番号確認書類

- マイナンバーカード（個人番号カード）の裏面コピー
- **個人番号の通知カードのコピー**  
（記載情報と現況に相違のないもの）
- 住民票（マイナンバーの記載のあるもの）
- 住民票記載事項証明書  
（マイナンバーの記載のあるもの）

### 身元確認書類

- マイナンバーカード（個人番号カード）の表面コピー
- 運転免許証のコピー
- パスポートのコピー
- その他官公署が発行する写真つき身分証明書のコピー

こんなとき  
どうする？

## 病気やケガ（負傷）で会社を休んだとき

次の条件を満たした場合は、傷病手当金が支給されます

- ① 業務外の事由による病気やケガのため療養中であること
- ② 仕事につけないこと（労務不能）
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があること
- ④ 給与（報酬）の支払いがないこと

お手続き方法

申請書を準備いただき、郵送にてご提出ください。

被保険者がご記入ください。



1/4ページ

2/4ページ

事業主がご記入ください。



3/4ページ

療養担当者（医師等）に  
記入いただいでください。



4/4ページ

お問い合わせ先 ▶ 業務グループ Tel 059-225-3311